

○奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令

(令和元年6月28日本部訓令第19号)

[沿革] 令和3年1月本部訓令第1号改正

奈良県警察要保護者保護取扱規程（昭和33年2月奈良県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、保護を要する者の基本的人権を不当に侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室への収容、事故を防止するための必要な措置、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等の保護全般の指揮監督に当たるものとする。

3 保護主任者が不在の場合は、警察署長が指定する者又は当直長（統括責任者を含む。）が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合は、必要な措置を講ずるとともに、直ちに保護した場所を管轄する警察署の保護主任者に報告するものとする。

(保護主任者等の措置)

第5条 前条の規定による報告を受けた保護主任者は、保護された者（以下「被保護者

」という。)の年齢、性別、傷病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、被保護者の家族等への引渡し、関係機関への引継ぎその他必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合において、引き続き保護を要すると認めるときは、保護室において保護するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合又は保護室において保護することに支障があると認める場合においては、警察署、交番等の相談室、休憩室その他被保護者を収容するに相当と認める施設を保護室に代用することができる。

(住所等の確認措置)

第6条 警察官は、被保護者の住所、氏名等の確認ができない場合は、保護主任者の指揮を受けた上、立会人を置いて、家族等への連絡のため必要な限度で、その者の所持品等について、住所、氏名等を確認するための措置を講じるものとする。ただし、被保護者がこれを拒んだ場合は、この限りでない。

(保護カード等の作成)

第7条 警察官は、前3条の規定により保護の措置を講じたときは、速やかに保護カード(別記様式第1号)及び被保護者チェックカード(別記様式第2号)を作成し、保護主任者に提出するものとする。

(危険物等の保管)

第8条 警察官は、被保護者が凶器、毒物その他の自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物(以下「危険物」という。)を所持している場合で、事故を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該危険物を保管するものとする。

- 2 警察官は、被保護者の所持している現金、貴重品その他の物品(以下「貴重品等」という。)が紛失し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該貴重品等を保管するものとする。ただし、被保護者が、警職法第3条第1項第2号に掲げる迷い子、病人、負傷者等である場合は、その承諾を得たときに限り、貴重品等を保管することができる。

- 3 前2項の規定による措置は、複数の警察官により行うものとする。ただし、被保護者の状況等により、直ちに危険物及び貴重品等を保管する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合においては、事後速やかに他の警察官による確認の措置をとるものとする。

- 5 第1項又は第2項の規定により保管の措置をとる物品は、保護カードによりその数量、形状、取扱者等を明らかにするとともに、被保護者に保護カードの記載事項と物品を確認させた後、保護カードに被保護者の署名を求めるものとする。

- 6 警察官は、危険物、現金及び貴重品を、施錠設備のある保管庫に保管するものとする。

る。この場合においては、保護主任者が立会いの上行うものとする。

（動静の監視）

第9条 保護主任者は、被保護者を保護したときは、所要の警察官を被保護者の動静の監視に当たらせなければならない。

2 動静の監視に当たる警察官は、被保護者動静記録表（別記様式第3号）により、被保護者の動静を明らかにしておくものとする。

（危害予防の特例措置）

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとするなど、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状況にあつて、真にやむを得ないと認めるときは、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないよう掛けがね等を使用することができる。

第11条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとするなど、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状況にある場合において、その危害を防止し、適切に被保護者を保護するために他に方法がないと認めるときは、真にやむを得ないと認める限度で、被保護者の行動を抑止するため、保護バンド又は手錠（以下「保護具」という。）の使用その他の措置をとることができる。

2 前項の措置は、保護主任者を経て警察署長の指揮を受けて行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、いとまがないと認めるときに限り、保護主任者の指揮を受けてこれを行うことができる。

3 第1項の規定により保護具を使用した警察官は、保護具使用報告書（別記様式第4号）により保護主任者を経て警察署長に報告するものとする。この場合において、報告を受けた警察署長は、保護具の使用状況等について、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に報告するものとする。

（異常発見の場合等の措置）

第12条 警察官は、被保護者について異常を発見したときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

2 警察署長は、被保護者が負傷し、又は死亡した事案その他重大な事案が発生したときは、直ちにその状況を保護業務に関する特異事案報告書（別記様式第5号）により人身安全対策課長を経て警察本部長に報告するものとする。

（保護の解除）

第13条 保護主任者は、被保護者をできるだけ速やかに、家族等への引渡し、関係機関

への引継ぎ等の措置を講じなければならない。

- 2 保護主任者は、被保護者を家族等へ引き渡し、又は関係機関へ引き継いだときは、被保護者の引取りをした者に対し、保護カードへの署名を求めるものとする。この場合において、関係機関の求めに応じ、保護引継書（別記様式第6号）を交付するものとする。

（危険物等の返還等）

第14条 前条の場合において、第8条第1項及び第2項の規定により保管した危険物及び貴重品等は、法令により所持することが禁止されているものを除き、被保護者若しくはその家族等に返還し、又は関係機関に引き継がなければならない。この場合において、危険物及び貴重品等を受領した者に対し、保護カードへの署名を求めるものとする。

- 2 第8条第5項の規定により施錠設備のある保管庫へ保管した危険物、現金及び貴重品を当該保管庫から出庫するときは、保護主任者が立会いの上行うものとする。

- 3 第1項の規定による返還又は引継ぎの措置は、複数の警察官により行うものとする。

（許可状の請求）

第15条 保護主任者は、警職法第3条第1項の規定による保護をした場合において、やむを得ない事情により24時間を超えて被保護者を保護する必要があると認めるときは、警察署長の指揮を受け、保護期間延長許可状請求書（別記様式第7号）により、保護をした警察官の属する警察署の所在地を管轄する簡易裁判所（以下単に「簡易裁判所」という。）の裁判官に対し、保護期間の延長に係る許可状を請求するものとする。

（裁判所に対する通知）

第16条 警察署長は、警職法第3条第1項又は酩酊者規制法第3条第1項の規定による保護をしたときは、警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定に基づき、当該保護に係る状況を保護通知書（別記様式第8号）により、毎週、簡易裁判所に通知するものとする。

（知事等への通報）

第17条 警察署長は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条の規定に基づき、直ちに精神障害者に関する通報書（別記様式第9号）により、保健所長を経て知事に通報するものとする。

- 2 警察署長は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の規定による保護をした場合において、被保護者がアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者であると認めたときは、酩酊者規制法第7条の規定に基づき、速やかにアルコール

慢性中毒者等に関する通報書（別記様式第10号）により、保健所長に通報するものとする。

3 前2項の規定による通報をしたときは、当該通報の状況、措置の結果その他必要な事項を人身安全対策課長に報告するものとする。

4 第1項又は第2項の場合において、緊急に措置しなければならないときは、電話により通報するものとする。

（児童相談所等への通告等）

第18条 警察署長は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなったときは、児童福祉法第25条第1項の規定に基づき、児童相談所に通告するものとする。

2 警察署長は、被保護者が売春防止法第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなった場合で、当該要保護女子が少年であるときは、前項の規定による通告の措置をとった場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合において、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

（児童の一時保護等）

第19条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるとき、同行し、又は引致すべき場所が遠隔地であるときその他やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時的に保護し、又は収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院に収容すべき者を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所に収容すべき者を連れ戻す場合
- (6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
- (7) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合

- (8) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
 - (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条第2項の規定により、精神科病院から無断で退去した者を保護する場合
 - (10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項により、同行状が発せられた者を保護する場合
 - (11) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第99条第4項の規定により、指定入院医療機関から無断で退去した者を保護する場合
- 2 第2条から第14条までの規定は、前項の場合について準用する。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第20条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明した場合において、なお保護を要する状態にあると認める間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認める場合を除き、被保護者について取調べ又は調査を行わないものとする。

- 2 前項の規定は、被保護者が犯罪の被害者であることが判明した場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
（奈良県警察事務決裁規程の一部改正）
- 2 奈良県警察事務決裁規程（昭和42年4月奈良県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（奈良県地域警察運営に関する訓令の一部改正）
- 3 奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正）
- 4 奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年3月奈良県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （令和３年１月22日本部訓令第１号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和３年１月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第 1 号（第 7 条、第 8 条、第13条、第14条関係）

（その 1）

署 長	副 署 長	刑 事 官	保護主任者	係 長	係

当直長

保 護 カ ー ド

整 理 番 号		署 年 第 号		作成者	課 氏名	
被 保 護 者	住 居				職業	
	氏 名	()			性別	☐ 男 ☐ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)			身長	約 cm
発 見 日 時		年 月 日 午 時 分		発見者		
発 見 場 所						
保 護 理 由						
保 護 状 況 等						
傷病部位、状況 その他特異事項						
保 護 根 拠 法 令		☐ 警察官職務執行法第 3 条第 1 項第 1 号（泥酔者・精神錯乱者） ☐ 警察官職務執行法第 3 条第 1 項第 2 号（迷い子・病人・負傷者） ☐ 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 3 条第 1 項（酩酊者） ☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条第 2 項（精神科病院無断退去者） ☐ その他（ ）				
保 護 着 手 者		課 氏名 階級		④	課 氏名 階級 ④	
保 護 着 手 日 時		年 月 日 午 時 分				
保 護 場 所		☐ 保護室 ☐ その他 ()				
保護室収容日時		年 月 日 午 時 分				
引渡・解除日時		年 月 日 午 時 分				
引 渡 先		☐ 身柄引取欄に記載のとおり ☐ その他 ()				
精神障害者通報	通報	☐ 有 ☐ 無	診察	☐ 有 ☐ 無	結果	☐ 入院不可 ☐ 入院（ ☐ 措置 ☐ 医療保護 ☐ 任意）
ア ル コ ー ル 中 毒 者 通 報	通報	☐ 有 ☐ 無	診察	☐ 有 ☐ 無	結果	
保 護 期 間 延 長 許 可 状	請求	☐ 有 ☐ 無	裁判官		自 至	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
備 考						

(その2)

保 管 金 品 明 細 欄																
現 金																
合 計	百	十	万	千	百	十	円	内 訳	1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚
									500円硬貨	枚	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚
										5円硬貨	枚	1円硬貨	枚	記念硬貨等	円	
物 品																
区 分		種 類		特 徴 等（形 状、模 様、品 質 等）								数 量				
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
危・貴・他																
保 管 日 時		年 月 日 午 時 分								確認欄		年 月 日				
取 扱 者		㊦		取扱立会者		㊦		上記の現金及び物品を預け入れました。 氏名								
保管庫取扱者		㊦		保管庫立会者		㊦										
特 記 事 項																
返還引継日時		年 月 日 午 時 分								確認欄		年 月 日				
取 扱 者		㊦		取扱立会者		㊦		上記の現金及び物品を受領しました。 被保護者との関係（ ） 氏名								
保管庫取扱者		㊦		保管庫立会者		㊦										
特 記 事 項																

給 食 欄														
月 日			月 日			月 日			月 日			月 日		
朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜

身 柄 引 取 欄												
被保護者氏名												
私は、 年 月 日 午 時 分、被保護者を引き取りました。												
住所（官公署）												
職業 被保護者との関係												
連絡先 氏 名												

備考

1 区分は、危険物は「危」に、貴重品は「貴」に、その他の物品は「他」に○を付すこと。

2 物品の保管又は返還若しくは引継ぎの措置は、複数の警察官により行うこと。

3 保管の措置をとった現金、危険物又は貴重品は、保護主任者が立会いの上、施錠設備のある保管庫に保管すること。

[illegible]

備考 この継用紙を使用する場合は、（その２）及びこの継用紙の確認欄のそれぞれに署名を求めること。

別記様式第2号（第7条関係）

署 長	副 署 長	刑 事 官	保護主任者	係 長	係	当直長

被保護者チェックカード

[illegible]

別記様式第3号（第9条関係）

(その 1)

署 長	副 署 長	刑 事 官	保護主任者	係 長	係

当直長

被保護者動静記録表

[illegible]

(その2)

[illegible]

別記様式第4号（第11条関係）

署 長	副 署 長	刑 事 官	保護主任者	係 長	係	当直長

保護具使用報告書

年

月

日

警 察 署 長 殿

課

係

階級

氏名

㊦

被 保 護 者			保 護 日 時	月	日	午	時	分
保護具使用に至る経緯 及 び 相 当 な 理 由								
保護具使用に係る警察署長への指揮伺い (いとまがない場合は、保護主任者への指揮伺い)	指揮伺い日時	月 日 午 時 分						
	指 揮 伺 い 者	階級	氏名					
いとまがないと認めた相当な理由								
警 察 署 長 又 は 保 護 主 任 者 からの指示事項	☐ 保護具の使用に当たっては、使用の必要性を担保するため、その使用前の状況を写真、録音等により明らかにしておくこと。 ☐ 保護具の使用は、必要最小限度の使用にとどめること。 ☐ 必要以上に緊縛し、使用部位を傷付け、又は血液の循環を妨げるような方法で使用しないこと。 ☐ 保護具の使用中は、動静について特に綿密な観察を行うこと。 ☐ 保護具の使用の必要がないと認めるに至ったときは、速やかに使用を終了すること。 ☐ その他（ ）							
保護具使用開始日時	月 日 午 時 分							
保 護 具 の 種 別	☐ 手錠 ☐ 保護バンド (☐ 手バンド ☐ 足バンド)							
保護具装着時の立会者及び取扱者 (階級及び氏名)	立会者				取扱者			
	取扱者				取扱者			
保護具使用中の被保護者の状況	☐ 別添被保護者動静記録表の写しのとおり ☐ その他							
保護具使用終了日時	月 日 午 時 分							
保護具使用終了後の被保護者の状況	☐ 別添被保護者チェックカードの写しのとおり ☐ その他（ ）							
備 考								

F. N o .	—
保存期間	年 (. . まで保存)

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長

保護業務に関する特異事案報告書

事 案 名	☐ 自殺（未遂） ☐ 自傷（未遂） ☐ 疾病死亡 ☐ 逃走 ☐ 職員の殉職（負傷） ☐ 職員による死亡（負傷） ☐ その他（ ）
発生年月日	年 月 日 午 時 分
被 保 護 者	本籍 住所 職業 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 性別
被 保 護 者 の 種 別	☐ 精神錯乱者 ☐ 泥酔者 ☐ 酩酊者 ☐ 迷い子 ☐ 病人 ☐ 負傷者 ☐ 行方不明者 ☐ 精神病院無断退去者 ☐ その他（ ）
保護年月日時	年 月 日 午 時 分
保 護 場 所	
事案の概要	
社会的反響 (報道の有無)	
参 考 事 項	

備考 事案の概要及び事案発生場所が明らかとなる略図及び資料を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

奈良県 警察署長 印

保 護 引 継 書

次の被保護者を引継ぎします。

被 保 護 者	本 籍					
	住 居					
	氏 名	()				
	生年月日	年 月 日 (歳)	性別	☐ 男 ☐ 女		
保 護 理 由						
保 護 根 拠 法 令						
保護開始年月日時		年 月 日 午 時 分				
保 護 場 所		☐ 保護室 ☐ その他 ()				
引 継 理 由						
注意を要する事項						

保護期間延長許可状請求書

年 月 日

簡易裁判所裁判官 殿

奈良県

警察署

階級

氏名

印

次の被保護者に対する保護期間延長許可状の発付を請求する。

1 被保護者

本 籍

住 居

職 業

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

性 別

2 保護の場所

3 保護開始年月日時

年 月 日 午 時 分

4 延長を求める期間

年 月 日 午 時 分から

年 月 日 午 時 分まで

5 請求の理由

備考

- 1 被保護者の氏名が不詳の場合は、人相、特徴、推定年齢等を記載すること。
- 2 請求の理由は、期間の延長を必要とする理由を具体的かつ詳細に記載すること。

保 護 通 知 書

第 号
年 月 日

簡 易 裁 判 所 御 中

奈 良 県 警 察 署 長 印

（ 月 日から 月 日までの7日間分）

被 保 護 者	保護の理由	保護の根拠	保護の日時	引渡日時	引 渡 先
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	
氏名 (歳) 住居		警職法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	続柄 住居 氏名
		酩酊者 規制法	月 日 分 午 時 分	月 日 分 午 時 分	

第 号
年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

奈 良 県 警 察 署 長 印

精神障害者に関する通報書

次のとおり、精神障害者を発見しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により通報します。

本 籍			
住 居			
職 業			
氏 名	()		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	性別	☐ 男 ☐ 女
発 見 日 時			
発 見 場 所			
精神障害のため に自傷又は他害 のおそれがある と認めた状況及 び措置			
その他参考事項			

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

奈 良 県 警 察 署 長 閣 下

アルコール慢性中毒者等に関する通報書

次のとおり、アルコール慢性中毒者又はその疑いのある者を保護しましたので、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により通報します。

本 籍			
住 居			
職 業			
氏 名	()		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	性別	☐ 男 ☐ 女
保 護 開 始 日 時			
保 護 場 所			
被保護者の状況 及びアルコール 慢性中毒者又は その疑いのある 者と認めた理由			
その他参考事項			